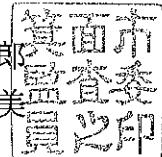


R05 箕面第000128号
令和5年(2023年)8月7日

箕面市長 上島一彦様

箕面市監査委員 滝 洋二郎
同 田中真由美



令和4年度(2022年度)箕面市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度箕面市健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果について、箕面市監査基準(令和2年箕面市監査委員規程第1号)第16条第5項の規定により次のとおり意見を提出する。

令和4年度
(2022年度)

箕面市健全化判断比率等審査意見書

箕面市監査委員

写

R05 箕監第000128号
令和5年(2023年)8月7日

箕面市長 上島一彦様

箕面市監査委員 瀧 洋二郎
同 田中真由美

令和4年度(2022年度)箕面市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度箕面市健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果について、箕面市監査基準(令和2年箕面市監査委員規程第1号)第16条第5項の規定により次のとおり意見を提出する。

令和4年度(2022年度) 健全化判断比率審査意見

第1 基準拠等

この意見は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち決算審査等監査計画及び令和5年度年間監査計画に則って検査を実施した。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づく審査

第3 審査の対象

令和4年度箕面市決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）

第4 審査の日程及び実施場所

令和5年8月2日

監査委員事務局室（総合保健福祉センター）及び市役所会議室

第5 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

第6 審査の主な実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係する法令及び例規に適合し、かつ正確であるかを主眼として実施した。

また、書類審査と併せて、関係職員から健全化判断比率の説明を受けて質疑を行い、事情を聴取して審査した。

第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係する法令及び例規に適合し、かつ正確であることを認めた。

なお、健全化判断比率は、以下のとおりである。

健全化判断比率 (単位：%)

	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.84
連結実質赤字比率	—	16.84
実質公債費比率	2.4	25.0
将来負担比率	8.0	350.0

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」と表示している。

令和4年度(2022年度) 資金不足比率審査意見

第1 基準準拠等

この意見は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち決算審査等監査計画及び令和5年度年間監査計画に則って検査を実施した。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律22条第1項に基づく審査

第3 審査の対象

令和4年度箕面市決算に係る資金不足比率

第4 審査の日程及び実施場所

令和5年8月2日

監査委員事務局室（総合保健福祉センター）及び市役所会議室

第5 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

第6 審査の主な実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係する法令及び例規に適合し、かつ正確であるかを主眼として実施した。

また、書類審査と併せて、関係職員から資金不足比率の説明を受けて質疑を行い、事情を聴取して審査した。

第7 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係する法令及び例規に適合し、かつ正確であることを認めた。

なお、資金不足比率は、以下のとおりである。

資金不足比率 (単位：%)

会計名	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
競艇事業会計	—	0.0

(注) 資金不足額がない場合は「—」と表示している。